

市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(火)から3月15日(火)の間で、地域ごとに7ページから9ページの日程表のとおり実施します。
申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

《申告が必要な人》

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
●平成28年1月1日現在、庄原市に住所がある人で、平成27年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
●給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
●年金収入の場合、148万円(65歳未満の人は98万円)を超える人
●サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
●年金所得者で、公的年金など以外の所得がある人
※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要

要です。

《確定申告が必要な人》

次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。
●事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成27年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
●サラリーマンで、
①給与の収入が2千万円を超える人
②給与所得以外の所得が20万円を超える人
③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
④年の中途に退職して、年末

調整を受けていない人

《申告に必要なもの》

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳など障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金特別控除(2年目以降)を受ける人は、住宅取得に係る借入金(年末残高)等証明書など
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録

庄原地域		会場：市役所3階防災対策室 ☎0824-73-1146	
月日	午前(受付：8時30分～11時30分)	午後(受付：13時～16時30分)	
2/16(火)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川	
17(水)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
18(木)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田	
19(金)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平、盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行	
22(月)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
23(火)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町	
24(水)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈	
25(木)	高町のうち 貝六 小用町	川西町	
26(金)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町	
29(月)	木戸町	高茂町 水越町	
3/1(火)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目	
2(水)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町	
3(木)	宮内町	板橋町	
4(金)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町	
7(月)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
8(火)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
9(水)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
10(木)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町四丁目	
11(金)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目	
14(月)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)		
15(火)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)		

申告相談受付期間

2月16日(火)



3月15日(火)



《お気をつけください！》

◇源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。

◇申告用紙などの送付の有無に関係なく、6ページの申告が必要な人は、必ず申告してください。

◇市の相談会場にいられた場合でも、税務署へ相談を願います。

◇申告は郵送(3月15日消印有効)でもできます。

※郵送による住民税申告を希望する場合は、市役所本庁・支所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。

《ご協力ください》

①医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。

②農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、医療費控除を受ける人で集計をしていない人は、会場から集計していただきますので、時間がかかる場合があります。

③簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。

④事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。

⑤各地域の割当日に申告してください。

⑥申告者が集中した場合は、会場ではしばらくお待ちいただくことがあります。

⑦税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずに持参ください。

⑧各地域とも受付時間をご確認のうえ、必ず時間内にお越しください。

※土地建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。

問い合わせ

税務課市民税係

☎0824-73-1146

各支所市民生活室市民生活係

☎0824-72-1001

総領地域		比和地域		高野地域		口和地域		東城地域		西城地域	
会場	総領支所2階会議室 ☎0824-88-3063	比和自治振興センター2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所2階特設会場 ☎0824-86-2115	口和自治振興センター第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124	会場	口和自治振興センター第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124	
月日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 8:30~11:00・13:00~16:30	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	月日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 8:30~11:00・13:00~16:30	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	
2/16(火)	全域	簡易申告日 (年金、給与の所得税還付申告など)	新市のうち 別所、上市、和手川、川角、土手	田口、熊谷、紙谷	戸宇	入江(小別当、入江住宅、的場、十日市)油木(上組、平組、灰庭)	17(水)	桑垣内、中組、大草黒谷	新免、三坂	入江(ひばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺)油木(石原組、衣木組、中組、門平組)	
17(水)		小和田南	新市のうち 下本町、市原、東半戸、殿垣内	18(木)	宮内市場、木原後庵	大屋(大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷)高尾(下高尾)					
18(木)		小和田東	新市のうち 新町、札場、上本町、祇園町	19(金)	向住	大屋(寺谷、三田、二本板、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅)高尾(上高尾、植木)					
19(金)		小和田北	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	22(月)	日南、吉木	八鳥(八日市上、八日市下、清正、隠地、日南、小原谷)					
22(月)		福田上	新市のうち 西町 南 全域	23(火)	皆原、岡組、上組	八鳥(重国谷、法京寺、内京、奥八鳥)中迫					
23(火)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	福田下	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓	24(水)	大佐古、原畑、大月市場	簡易申告日(西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人)					
24(水)		元常	和南原のうち 水谷、寸為、貝崎	25(木)	横原、麻志、落合、真金原	平子(奥名上、奥名下、中平子、土井原)三坂(上市場、下市場)					
25(木)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家 中領家	比和谷	和南原のうち 篠原、三沢、奥三沢	26(金)	竹地本谷、芦原	平子(竹原上、竹原下、竹之内河、馬場瀬、丑之河)三坂(三坂中東、三坂中西、岩祖)					
26(金)		事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	29(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)					
29(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	比和上、比和中、比和下	下湯川のうち 下湯川中、下湯川下	3/1(火)	伊与谷、岩根、川東、藤根	中野(兼利、胎蔵寺、荒植住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原山)					
3/1(火)		下領家、上市	布見	下湯川のうち 尻無、土居	2(水)	永石、永沢、一日市	簡易申告日(西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得のみの人)				
2(水)	永原		上湯川のうち 俵原、餅ノ実、笹谷	3(木)	池津、矢淵、湯木市場	西城(横町1~2、本町、中町)小鳥原(一の組、地明)					
3(木)	稲草西、木屋	山王	上湯川のうち 郷原、上湯川中	4(金)	宮沖、永田市場、大塩	小鳥原(仲仙道、保賀谷、坂根)					
4(金)		石ヶ原	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	7(月)	中郷、福祉村、深屋	栗(栗上、栗中、栗沖)熊野(別所、田鋤、梶谷)					
7(月)	全域	越原	高暮 全域	8(火)	宮下、宮下ハイツ、大久保	栗(栗下、大戸1~2)熊野(長者原、下尺田、中尺田、上尺田)					
8(火)		古頃上、中先途	中門田・岡大内 全域	9(水)	元恒、出雲石	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)					
9(水)	全域	古頃下、甲之邑	上里原 全域	10(木)	石谷、下金田	大佐(五日市1~3、五日市中、中央区、五日市上)福山					
10(木)		木屋原上、木屋原中	下門田 全域	11(金)	金田本谷、塩谷	大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)					
11(金)	木屋原下、絞り	奥門田 全域	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	14(月)	常定	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)					
14(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)					
15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)			事務整理日 (申告書の再提出・補完など)					